

令和 3 年度

船橋市地方卸売市場事業会計予算

議案第8号

令和3年度船橋市地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度船橋市地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 市場取扱量

ア 水産物	12,523	トン
イ 青果物	103,165	トン

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 市場事業収益	857,000 千円
第1項 営業収益	688,046 千円
第2項 営業外収益	168,854 千円
第3項 特別利益	100 千円
支 出	
第1款 市場事業費用	857,000 千円
第1項 営業費用	835,710 千円
第2項 営業外費用	16,190 千円
第3項 特別損失	100 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額149,500千円は、減債積立金9,637千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,651千円及び過年度分損益勘定留保資金126,212千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	23,500 千円
第1項 出資金	13,300 千円
第2項 補助金	10,200 千円

支 出

第1款 資本的支出	173,000	千円
第1項 建設改良費	154,766	千円
第2項 企業債償還金 (一時借入金)	18,234	千円

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 158,505 千円

(他会計からの補助金)

第8条 人件費等(課税仕入れ以外の支出)の助成を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、138,000千円である。

令和3年2月15日提出

船橋市長 松戸 徹